5.31院内集会ヒアリング「止めよう核燃料サイクル政策」報告(前回の続き)

II-5.

経産省: 六ヶ所以外の再処理にかかる費用を電気料金で回収することについては、2016 年の法改正の時点で確認させていただいている。公表もしている。電力自由化が進む中でも再処理が滞らないよう、必要な資金を将来にわたって安定的に供給することが拠出金法の目的。したがってすべての使用済燃料が拠出金制度の対象となった。また、法改正に伴い、料金を算定するための規則も改訂。これにより、電気料金の原価に拠出金を加えることができると明確にしている。この規則改正はパブリックコメントの手続きも経て実施しており、何ら問題はないと考えている。



山田: 2009年10月2日にこの場で、当時の経産省から「各電力会社が1キロワットあたりでどれくらいのお金を集めているのか」について説明を受けた。しかしこの計算式の書類の開示を求めても、墨塗りになってしか出てこな

い。2369年まで回収するということしかわからない。 各家庭に来る電気料金明細書を見ても書いていない。 「公開で審査した」と先ほど言っていたが、元になる 計算が墨塗りになっていて、再処理のお金を実は払っ ているということを理解している国民はほとんどい ない。知らされていないのだから。これをどう説明す るのか。

経産省:確かにご家庭の電気料金の明細表には入っていない。しかし、経産省の HP などでも料金の原価については公表している。特に値上げの認可の時にはその内容を含めて公開している。できる限り透明性の確保をしていきたい。

山田:では、墨入りではない計算式の書類は出しても らえるのか?

経産省: 2009年のことについては承知していない。



松久保:旧バージョンの使用済燃料等再処理引当金のもとで積み立てられていた金額は合計で2100億円程度。キログラムあたり6万8000円だったと理解している。今の再処理拠出金の下ではグラム当たり570円ちょっとで、10倍くら

いになっている。仮に 2100 億円を電力会社から頂いた場合、10 分の 1 しかお金をもらえていないことになる。そうなってくると拠出金が足りなくなってくる可能性があるが、その調整はどうしているのか。

経産省:いずれにせよ、すべての燃料の再処理に必要な拠出金を確保できるよう、使用済燃料再処理機構で審議しておりそれを踏まえて決定している。

II-6.

経産省:ガラス溶融については、運転方法や設備の改善を図るため、原子力研究機構にある模擬施設を活用して検証試験を行い、そこで得られた知見を踏まえガラス固化技術を確立している。2008 年度よりラ・アーグ再処理工場のアレバ社の技術者を常駐させて運転体制を整えている。今後の取り組みとして、ラ・アーグ再処理工場に運転員を派遣し現地で運転訓練を行うこと等を検討している。

規制庁:審査は継続中ですが、原子炉等規制法第2条に基づく要求として、重大事故の発生・拡大の防止に必要な技術的能力などを要求している。技術的能力を事業者から確認している。

山田:ガラス固化ができるかのような話があったが、原燃社長は2月の話の中で、高レベルガラス固化体を作れる職員がいない点を明示し、ガラス固化に昔携わっていた人をこれから呼び寄せて若手を育てなければとてもできないと述べている。果たして、フランスから技術者を呼ぶから大丈夫ということではなく、今ガラス固化できない状態で六ヶ所と東海にある廃液をどうするのかを、規制庁の人たちが専門的に事業者

を指導しなければならないのに、両者ともできない状況で、ただ置いているだけ。原燃の説明をただ聞くだけで、東海にある分をはやくしろと規制委ができない。たまたまこの地域に大きな地震が来ていないだけで、大きな事態になっていないが、緊張感が欠けている。六ヶ所は使用前検査も終わっていない。原燃から言われた内容で終わりではなく、規制委の方から対策をしっかりさせるよう行動すべきではないか。日本原燃が本当にガラス固化できると信じているのか。

経産省:確かに使用前検査はまだ終わっていない。日本原燃は社内検査で一連の再処理の機器を動かしてガラス固化できるところまで確認し、これをもって「確立した」と言っているのだと認識している。技術の問題はあるが、すでにフランス技術者を常駐させたり現地に職員を派遣して訓練させるなども含めて運転員の教育をすると言っており、我々としては規制庁の指導のもと今度適切に取り組んでいくことが重要と考えている。

山田: 今の説明では、これからの話・計画だけで、今 現にある廃液に対してどう対処するかというときに、 それを放置しているとしか聞こえない。これは皆さん にとっては大した問題ではないという認識なのか。

経産省: 決して廃液を放置してよいとは思っていない。 規制委・炉規法の基準に基づいて日本原燃が廃液に対 しても適切に対処していくことが大切だと思ってい る。

II-7~11 (II-8 は既に回答済:前回報告を参照)

経産省: <II-7>緊急作業従事者については、原子炉等規制法において作業者の防護について教育を受けたうえで緊急作業に従事する意思がある旨を書面で申し出ること、緊急作業の訓練を受けていることなどが求められており、日本原燃においても、緊急かつやむを得ない場合においては、線量限度250ミリシーベルトの範囲内で緊急作業を従事させることができるとしている。 現時点では緊急作業の対象は日本原燃社員としているが、今後、協力作業員が対象になる場合は、日本原燃社員と同様に事前に教育をし、緊急作業に従事する意思がある旨を書面で申し受けることと

している。

<II-9>六ヶ所再処理工場から放出されるクリプトンやトリチウムを含む放射性物質については、原子炉等規制法に基づいて、気体廃棄物については事前に放出量の分析・測定を行い、液体廃棄物についてもモニタ監視をして放出している。これらについては排気塔・放出管から一定の速度を付けて放出することで希釈・拡散をしている。再処理工場からの放射性物質によって周辺施設で受ける放射線量は、畜産物や海産物への影響を含め年間約0.022ミリシーベルトと評価しており、法令で定められている公衆の放射線量1ミリシーベルトを下回る。また、施設が建設される前から農産畜産物・海産物の環境放射能の測定をしており、結果については青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議において評価され、公表されている。

<II-10>(1) 六ヶ所村の原子力防災計画については、原子力災害対策指針の改正内容を踏まえ、2019年2月に修正されたものと承知している。(2) 内閣府決定のオフサイトセンターにかかるガイドラインにおいて、発電所にかかる設備等の要件が定められている。オフサイトセンターの立地場所としてはPAZの圏外とし、複合災害を想定した資材等の拡充を図り、UPZ圏内に設置することとする。代替オフサイトセンターについても要件などが定められている。再処理施設の原子力災害対策重点区域等については科学的技術的知見に基づいて、2016年11月の原子力災害事前対策等に関する会合での検討を経て原子力規制委において決定したと承知している。事業者が原子力規制委に対して再処理施設の重大事故における放射性物質の放出にかかる説明を実施している。

<II-11>2015年2月に行われた原子力規制委・臨時会において原燃の社長・増田から、地域の皆様への理解活動として「過去にトラブル事例集を作っており、今後はその配布を含めて地元への説明をしっかりしたい」旨の発言をさせていただいた。現在HPで公表しているトラブル事例集については、操業に向けて広く地域の皆様に安全安心に関する理解活動を行う目



的で現在配布作業を進めている。今後、具体的な活用 について検討していく。記者会見やホームページを通 じて情報公開に取り組んでいる。

山田:日本原燃社長は、着工から26年間で日本原燃 社員は現場に出たことがない、と言っている。その人 たちにどうして 250 ミリの現場まで行かせられるの か。たいていは協力会社の人たちに行ってもらうこと になっている。過去に、協力会社の作業員が1日教育 を受けただけで「溶接専門家」になって作業したとこ ろ、規定外のところを溶接し、それが原因で後から漏 水が発覚した。協力会社の人が事故を収束してくれな かったら誰も安全対策を実行できず、「一日教育=専 門家」の研修で済まされてしまう。また、0.22 ミリと 言っているが、それは再処理施設特有の(汚染)状況 に合わない。加えてその数字のもととなるその計算式 が出てこない。信用できるわけがない。岩手の方々も、 トリチウム放出の漁業・養殖へのダメージを非常に心 配しておられる。岩手県議会も再処理反対決議を出し ている。そうした懸念を前提にしなければならない。

II-12

規制庁: 六ヶ所事務所の常駐職員は9人。また、基本的には規制事務所に常駐し、各工場には常駐というよりも、控室があってそこを利用する。工場に常駐している職員は50人。

<u>II-13</u>

規制庁: 原子力規制委員会の職員で原子力事業者と原子力産業界出身者(三菱とか)は、およそ110人。両方で。再処理工場の審査にあたっているのは一般産業出身が一人、それ以外は公務員出身者で、

審査にあたっているのはいない。

II-14

経産省: 先日4月10日大熊町を解除したが、放射線量などいくつかの要件を満たしている事を確認した。 解除後帰還を強制していない。それぞれの判断を尊重している。戻りたいという人がいるのでその環境を整えたい。

山田 線量も他の地域と比べ高いのに戻りたくない と考えるのは当然で、苦しんでいる人の気持ちに添っ て考えてほしい。

会場からの発言

岩手から1:今、蒸発乾箇を非常 に心配している。一昨年の回答は 分析していないだった。今年1月 24日に規制庁に聞いたが、その4



日後くらいに審査中なので回答できないと言われた。 つまり爆発はありうるみたいな話が出てきた。蒸発乾 固は起こさないのか、起これば被害はどれくらいなの か答えてください。

岩手から2:再処理工場は放射性物質のトリチウムを2日に一度100 兆ベクレル、クリプトンは1日に9 00兆ベクレルを海に放出している。 それで被曝量は少ないとは信用できない。また高レベル廃液物が液体状



態で保管されているのは、脅威。ガラス固化出来ていないものは剪断しないでと言ったが聞いてもらえない。液体で保管されているのは大変危険。再処理工場を止めてもらいたい。

規制庁:担当ではないのでこたえられない。

福井から:福井の若狭からきたが、 原発の20㎞圏内に3万人近くがすっぽり入る。内閣府では500マイクロシーベルトを超えたら避難となっている。もし仮に避難できたとして、再帰還できる数値なのか。次は



要望だが、核燃サイクルのことだが、現在使用済み核燃料を2500体、またキャニスター800本を青森に送っている。こんなことが倫理的に許されるのか。本当にベースのところから考えてみてほしい。未来を見通した研究を是非してほしい。強く要望します。